

公立大学法人会津大学職員宿舎規程

(平成18年4月1日規程第50号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学職員就業規則第48条の規定により、公立大学法人会津大学（以下「大学」とする）が職員に使用させる宿舎の維持及び管理に関して、法令及び大学の規程に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宿舎 大学の職員及び主としてその職員の収入により生計を維持する者を居住させるために大学が提供する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設及び設備をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。
- 二 使用者 宿舎の使用の承認を受けた大学の職員及び主としてその職員の収入により生計を維持する者をいう。

(設置の目的)

第3条 宿舎は、職員の職務の能率的な遂行を確保し、大学の円滑な運営に資する目的をもって、職員のために設置する。

(宿舎管理責任者)

第4条 宿舎の維持及び管理に関する事務を処理させるため、宿舎管理責任者をおく。

- 2 宿舎管理責任者は、理事長とする。

(入居可能な者)

第5条 大学の職員（福島県から派遣された職員を除く）及び宿舎管理責任者が特に認めた者は、宿舎に入居することができる。

(宿舎台帳)

第6条 宿舎管理責任者は、宿舎台帳を備え、宿舎の維持及び管理に関して必要な事項を記載しなければならない。

(宿舎の使用承認の申請)

第7条 宿舎を使用することを希望する者は、宿舎使用承認申請書を宿舎管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 宿舎管理責任者は、宿舎の使用を承認したときは、宿舎使用承認書を交付するものとする。

(入居期限)

第8条 宿舎の使用の承認を受けた者は、宿舎使用承認書に記載された入居期限までに当該宿舎に入居しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、宿舎管理責任者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 宿舎管理責任者は、宿舎の使用の承認を受けた者が前項の規定による入居期限（同項ただし書の規定による宿舎管理責任者の承認にかかる延期後の入居期限を含む。）までに当該宿舎に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

(入居届等の提出)

第9条 宿舎の使用の承認を受けた者は、宿舎に入居したときは、入居の日から5日以内に入居届及び誓約書を宿舎管理責任者に提出しなければならない。

(入居料の納入)

第10条 使用者は、宿舎管理責任者の定める入居料を納めなければならない。

- 2 入居料の額及び算出方法は、福島県職員公舎規則（昭和41年3月15日福島県規則第16号）の定めるところによる。
- 3 前二項の規定に関わらず、宿舎管理責任者が特に必要と認めた場合は、入居料を減額又は免除することができる。
- 4 前項の規定により減額又は免除できる要件等は、宿舎管理責任者が別に定める。

(使用者の保管義務)

第11条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、その使用にかかる宿舎を正常な状態において維持し、及び使用しなければならない。

(転貸等の禁止)

第12条 使用者は、その使用にかかる宿舎の全部若しくは一部を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

- 2 使用者は、その使用にかかる宿舎を居住の用以外の用に供してはならない。

(無断増築等の禁止)

第13条 使用者は、宿舎管理責任者の承認を受けずに、その使用にかかる宿舎について、増築、改造、模様替えその他の工事をし、又はこれに工作物その他の施設を設置してはならない。

- 2 使用者は、前項の規定による宿舎管理責任者の承認を受けようとするときは、宿舎増築等承認申請書を宿舎管理責任者に提出しなければならない。
- 3 宿舎管理責任者は、宿舎増築等承認申請書の提出があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、当該工事の目的又は当該施設の設置が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、当該宿舎を明け渡す際原状に回復し、又は当該工事の目的若しくは当該施設を大学に寄付し、若しくは当該工事の目的物若しくは当該施設にかかる大学に対する請求権を放棄することを条件として、これを承認するものとする。

(原状回復等の義務)

第14条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、その使用にかかる宿舎を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、その旨を宿舎管理責任者に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(維持費の負担)

第15条 宿舎の維持及び管理に関し通常必要とする費用のうち使用者が負担すべき費用については、要綱により定める。

(是正命令)

第16条 宿舎管理責任者は、使用者が第10条第1項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条の規程に違反したときは、期限を付してその是正を命ずるものとする。

(宿舎の明渡し命令)

第17条 宿舎管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対しその使用にかかる宿舎の明渡しを命ずるものとする。

- 一 虚偽の申立てその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- 二 前条の是正命令に従わないとき。
- 三 宿舎の維持管理上、使用者を退去させる必要が生じたとき。
- 四 大学において宿舎を廃止する必要が生じたとき。

(宿舎の明渡し)

第18条 使用の承認を受けて宿舎を使用する職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その職員（第二号に該当したときは、その職員と同居していた者）は、その該当することとなった日から起算して30日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。

- 一 職員でなくなったとき。

二 死亡したとき。

三 前条の規定により宿舎の明渡しを命じられたとき。

- 2 前項の規定により宿舎を明け渡さなければならない職員は、やむを得ない理由のある場合は、宿舎管理責任者の承認を受けて、前項各号に該当することとなった日から6ヶ月の範囲内において宿舎管理責任者が指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

(宿舎を明け渡さない場合における損害賠償金の予定)

第19条 使用者は、前条第1項の規定に違反してその使用にかかる宿舎を明け渡さないときは、同項の規定による明渡期限の翌日から明渡しの日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる入居料の額の3倍に相当する額とする。

(退去の通知)

第20条 使用者は、その使用にかかる宿舎を明け渡すときは、明渡しの日から15日前までに、宿舎管理責任者に退去の通知をしなければならない。

- 2 使用者は、その使用にかかる宿舎を明け渡すときは、当該宿舎の現状について宿舎管理責任者の指定する者の検査を受けなければならない。

(この規程に定めのない事項)

第21条 宿舎の維持及び管理に関してこの規程に定めのない事項については、民法(明治29年4月27日法律第89号)、福島県職員公舎規則(昭和41年3月15日福島県規則第16号)のほか会計規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、既に福島県職員公舎規則(昭和41年3月15日福島県規則第16号)による承認を受けて公舎を使用している者は、この規程第7条第1項の規程による承認を受けたものとみなす。

3 この規程は、2023年6月1日から施行する。